

子ども手当事業について

1 牧之原市子ども手当の概要

- (1) 子ども手当の支給対象児童数（0 歳～中学校卒業）・・・約 6,800 人
- (2) " の支給対象世帯数（中学生以下のいる世帯数）・・・約 4,000 世帯
- (3) " の平成 22 年度予算額・・・9 億 5,320 万円
（但し、H22. 2・3 月分の児童手当および H22. 4 月～H23. 1 月分の子ども手当の総額）

2 子ども手当の申請

- (1) 申請がいない人
これまで児童手当が支給されていて、子ども手当の支給対象となる児童の数に変更がない人（＝新中学 1 年生以下の児童のみの世帯）
- (2) 額改定認定申請が必要な人
これまで児童手当が支給されていて、子ども手当の支給対象となる児童の数に変更がある人（＝新中学 1 年生以下の児童がいて、かつ新中学 2・3 年生の児童がいる世帯）
- (3) 新規認定申請が必要な人
これまで児童手当が支給されていなくて、新たに子ども手当の支給対象となる人（＝新中学 1 年生以下の児童がいなくて、かつ新中学 2・3 年生の児童がいる世帯、及びこれまで所得制限により児童手当の支給対象外であった世帯）
(1) = 約 3,000 世帯、(2) + (3) = 約 1,000 世帯、 総計 = 約 4,000 世帯。

3 今後のスケジュール

- (1) 広報「まきのほら」に制度の概要を掲載・・・4 月 5 日号
- (2) 子ども手当の全対象世帯（約 4,000 世帯）に啓発チラシを郵送・・・4 月中旬
- (3) 額改定及び新規認定の対象世帯（約 1,000 世帯）に申請用紙を郵送・・・4 月下旬
- (4) 額改定及び新規認定の受付開始（同封の返信用封筒で郵送も可）・・・発送日以後
- (5) 平成 22 年 2・3 月分の児童手当の振込み・・・6 月 10 日（木）
- (6) 平成 22 年 4・5 月分の子ども手当の振込み・・・6 月 11 日（金）
- (7) 平成 22 年 6～9 月分の子ども手当の振込み・・・10 月 12 日（火）
以後は、2・6・10 月の毎月 12 日に、支給月の前 4 か月分を振込み。

4 額改定及び新規認定の申請期限

平成 22 年 9 月 30 日（木） 当日消印有効

ただし、6 月に支給を受けるには、5 月 21 日（金）までに申請が必要。
5 月 22 日～9 月 30 日の間に申請された方には、本年 4 月分から遡って支給。
10 月 1 日以降に申請された方には、申請月の翌月分からの支給となるので早目の申請を。

5 問合せ先及び申請書の郵送先

〒421-0422 牧之原市静波 991-1
牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」内、子育て支援室
（TEL）0548-23-0071 （FAX）0548-24-1005

6 申請書を持参する場合の受付窓口

総合健康福祉センター「さざんか」内、子育て支援室 （TEL）0548-23-0071
市役所相良庁舎 1 F 相良総合窓口 （TEL）0548-53-2604
受付時間は、平日の午前 8 時 15 分～午後 5 時